

平成26年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

関東信越厚生局
平成28年7月

目 次

I	調剤と調剤技術料	1
	1 調剤内容	
	2 処方せんの手扱い	
	3 調剤録の手扱い	
	4 調剤技術料	
II	薬学管理料	3
III	事務的事項	6
IV	その他	6

I 調剤と調剤技術料

1. 調剤内容

- 処方内容について、疑義照会が適切に行われていない例が認められたので改めること。
 - ・ 薬事法による承認内容と異なる用法、用量及び適応症への使用が疑われる処方
 - ・ 投与期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えた処方
 - ・ 重複投与が疑われる処方
 - ・ 併用注意が疑われる処方
 - ・ 漫然と長期に渡り処方されている疑いのある処方
 - ・ 倍量処方が疑われる処方
 - ・ 過量投与が疑われる処方
 - ・ 禁忌投薬が疑われる処方

2. 処方せんの取扱い

- 処方せんに不備があるにもかかわらず、疑義照会せずそのまま調剤している例が認められたので改めること。
 - ・ 用法・用量の指示等の記載がないもの。
 - ・ 外用薬、注射薬、頓服薬の用法の指示等の記載が不完全であるもの。
 - ・ 用法の指示等の記載が不備であるもの。
 - ・ 医薬品の規格単位等が示されていないもの。
 - ・ 外用薬において、使用用量、使用時点、使用部位の記載がないもの。
 - ・ 「以下余白」の記載がないもの。
- 調剤済の処方せんについて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 処方内容に関する疑義照会の記載内容は明確に記載すること。(照会日時、照会先の保険医等の氏名、照会及び回答内容、照会薬剤師名等)
 - ・ 調剤済の旨の記載がない。
 - ・ 調剤済年月日の記載がない。
 - ・ 実際に調剤にあたった保険薬剤師の記名押印又は署名がない。
 - ・ 保険薬局の名称及び所在地の記載がない。
 - ・ 調剤済みの処方せんの調剤年月日が実際の調剤日と相違している。
 - ・ 調剤済年月日、保険薬局の名称及び所在地が不鮮明である。

3. 調剤録の取扱い

- ・ 調剤した保険薬剤師名がすべて管理薬剤師名となっている例が認められた。
- ・ 調剤した保険薬剤師名の記載がない例が認められた。

- 修正テープ、修正液、塗りつぶしにより訂正されている例が認められた。
- 鉛筆で記載している例が認められた。
- 処方せんと調剤録の調剤年月日が相違している。

4. 調剤技術料

- 基準調剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 時間外、休日、夜間における調剤応需が可能な近隣の保険薬局の所在地、名称、開局日、開局時間帯及び直接連絡が取れる連絡先電話番号等を記載した文書を交付するとともに、調剤した薬剤についての問合せ等への対応ができるように、自局についても同様の事項を記載した文書を交付すること。
また、これら近隣の薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。
 - 調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施すること。
- 調剤料について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 同じ薬剤の規格違いを別剤としている。
 - 服用時点が同一であり1剤として処方すべきところ、別剤として処方されている。
- 嚥下困難者用製剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 薬剤師が剤形の加工の必要を認め、医師の了解を得た後剤形の加工を行った場合において、その旨が調剤録等に記載されていない。
- 一包化加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 薬剤師が一包化の必要性を認めた場合に必要な事項が調剤録等に記載されていない例が認められる。一包化を行った場合は、その具体的な理由を調剤録等に記載すること。
 - 治療上の必要がなく、患者の希望によるものについて算定している。
 - 対象とすべき薬剤すべてを一包化していない。
- 時間外加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 開局時間内又は常態として調剤応需の体制をとっているにもかかわらず、時間外加算を算定している。
- 自家製剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 割線のない錠剤を分割して算定している。
 - 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
 - 製剤工程が調剤録等に記載されていない。
 - 嚥下困難者用製剤加算として算定すべきものを自家製剤加算として算定している。
- 計量混合調剤加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - 2種類以上の医薬品を計量し、かつ、混合していない。

II 薬学管理料

- 薬剤服用歴の記録について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤服用歴の記録に記載がない例が認められた。
(性別・住所、調剤日・処方内容に関する照会の要点等の調剤についての記録、患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者についての情報の記録、患者又はその家族等からの相談事項の要点、服薬状況、残薬の状況の確認、患者の服薬中の体調の変化、併用薬等の情報、合併症を含む既往歴に関する情報、他科受診の有無、副作用が疑われる症状の有無、飲食物の摂取状況等、後発医薬品の使用に関する患者の意向、手帳による情報提供の状況、服薬指導の要点、指導した保険薬剤師の氏名)
 - ・ 薬剤服用歴の記録に記載すべき全ての患者情報は、処方せんの受付後、薬剤を取りそろえる前に収集を行うこと。
 - ・ 併用薬等の情報について、有無の記載だけで具体的内容が記載されていない。
 - ・ 収集した患者情報をもとに薬学的知識に基づき分析・検討を行い、患者の理解度などについて適切な注意を払い継続性のある指導を行いその指導内容を記載すること。
 - ・ 服薬指導について、過去の薬剤服用歴を参照し、必要に応じて確認・指導内容の見直しをしていない。
 - ・ 対象となった医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び服薬指導の要点の記載がない、又は不十分である。
 - ・ 判読困難な例が認められたので第三者にも判読できるような丁寧な記載に努めること。
 - ・ 記載が修正テープにより訂正されている例が認められた。訂正にあたっては、訂正の経緯が分かるようにすること。
 - ・ 鉛筆で記載している。
 - ・ 患者についての薬剤服用歴の記録は、同一患者についてのすべての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保存・保管されていない。
- 薬剤服用歴の記録の電子保存について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 電子薬歴に関する運用管理規程が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版」に沿ったものとなっていない。
 - ・ IDとパスワードが個人毎に付与されていない。
 - ・ パスワードが定期的に変更されていない。
- 薬剤情報提供文書について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 個々の患者に適した内容となっていない。
 - ・ 当該薬剤の形状、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用、服用及び保管取扱い上の注意事項、情報提供を行った保険薬剤師の氏名が記載されていない。

- ・ 投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の薬価基準への掲載の有無・自局において支給可能又は備蓄している後発医薬品の名称及び価格(備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその旨))を提供していない。
- 手帳について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 情報提供する内容(服用に際して注意すべき事項)が不十分である。
- 薬剤服用歴管理指導料について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 保険薬剤師に交付された処方せんについて、その保険薬剤師が自ら調剤して指導を行ったものについて算定している。
- 重複投薬・相互作用防止加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容等を薬剤服用歴の記録に記載すること。
- 特定薬剤管理指導加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載がない例、不十分な例、画一的な例が認められる。
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品が、複数処方されている場合に、そのすべてについての必要な薬学的管理及び指導をしていない。
 - ・ 特に安全管理が必要な医薬品の対象外である。
- 乳幼児服薬指導加算について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤服用歴の記録及び手帳に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容の記載がない例、不十分な例が認められた。
 - ・ 手帳に、適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない例、不十分な例が認められた。
- 長期投薬情報提供料について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 長期投薬に係る処方せんの受付時に、服用期間中にその使用に係る新たな重要な情報を知ったときは、患者又はその家族等に対して当該情報を提供することにつき、あらかじめ同意を得た旨が薬剤服用歴の記録に記載されていない。
- 麻薬管理指導加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料)について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 薬剤服用歴の記録に必要な事項が記載されていない。
(麻薬の服薬状況、残薬の状況、保管管理状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和の状況、麻薬の継続又は増量投与による副作用の有無等の確認、指導の要点、処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点、返納された麻薬の廃棄に関する事項)
- 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付

及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨が薬剤服用歴の記録に記載が行われていない。

Ⅲ 事務的事項

- 明細書の記載内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かる明細書を発行すること。
- 保険薬局である旨が薬局の見やすい場所に標示されていないので改めること。
- 掲示が適切に行われていない例が認められたので改めること。
 - ・ 明細書の発行状況に関する事項
 - ・ 薬剤服用歴管理指導料に関する事項
 - ・ 基準調剤加算に関する事項
 - ・ 後発医薬品調剤体制加算を算定している旨
 - ・ 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であること。
 - ・ 在宅患者調剤加算に関する事項
 - ・ 調剤報酬点数表の一覧等
- 届出事項変更（異動）届を提出していない例が認められたので改めること。
 - ・ 開局日、開局時間
 - ・ 保険薬剤師の異動（採用、退職等）
 - ・ 保険薬剤師の常勤・非常勤の変更
 - ・ 管理薬剤師の変更
- 保険薬剤師は、必ず、処方せん、調剤録、調剤報酬明細書との点検、確認を十分に行うこと。
- 一部負担金の取扱いについて、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 従業員について、一部負担金が適正に徴収されていない。
- 保険調剤の一部負担金に対するポイント付与を行っているので改めること。

Ⅳ その他

- 処方せん受付枚数に比べて保険薬剤師が不足しているのを、補充について検討すること。
- 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに薬剤師法、薬事法等関係法令に関する理解が不足しているのを、関係法令に関する理解を一層努めること。